

■ 年間保険料額の例

● 単身世帯の（世帯主）の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成24年度	前年度比
80万円	9割	—	4,700円	300円増
153万円	8.5割	—	7,100円	500円増
168万円	8.5割	5割	15,100円	800円増
180万円	2割	5割	52,400円	3,200円増
211万円	—	5割	78,400円	4,400円増
250万円	—	—	150,600円	6,700円増

● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、
妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成24年度	前年度比
80万円	夫	9割	—	4,700円	300円増
	妻	9割	—	4,700円	300円増
153万円	夫	8.5割	—	7,100円	500円増
	妻	8.5割	—	7,100円	500円増
168万円	夫	8.5割	5割	15,100円	800円増
	妻	8.5割	—	7,100円	500円増
180万円	夫	5割	5割	38,100円	2,200円増
	妻	5割	—	23,800円	1,800円増
211万円	夫	2割	5割	68,900円	3,800円増
	妻	2割	—	38,100円	2,800円増
250万円	夫	—	—	150,600円	6,700円増
	妻	—	—	47,700円	3,600円増

【お問い合わせ先】 保健福祉課医療保険係 ☎(62)4473

介護保険制度 ～介護保険料率が変わります～

介護保険では3年に1度、事業計画の見直しを行ってサービス量の見込みや保険料の額を決定することとしており、本年度がその策定年度にあたることから、小清水町介護保険運営審議会での審議を重ね、平成24年度から平成26年度までの「第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

今回の計画の中では、道の財政安定化基金交付金（4,612,417円）の活用と、町の財政調整基金の取り崩し（5,000,000円）などを行うなどして介護保険料の上昇を抑えることとしましたが、介護保険給付費が年々上昇していることや平成24年度より介護保険報酬の改定が行われることから、下記のとおり介護保険料を改定することとし、関連する条例を改正いたしました。

■ 介護保険料率の改定内容

介護保険料の基準額の改定 年額 35,400円 年額 42,000円

第3段階の区分に特例を新設（公的年金等収入+合計所得金額 120万円の者に対し軽減措置）

第5段階、第6段階の基準所得額の改定 合計所得額 200万円 190万円（国の規則改正）

所得段階別保険料	第5期保険料 月額 年額	第4期保険料 年額	増減額
第1段階（生活保護受給者等） 基準額×0.5	1,750 21,000	17,700	+3,300
第2段階（住民税世帯非課税で合計所得と課税 年金額との合計が80万円以下） 基準額×0.5	1,750 21,000	17,700	+3,300
特例第3段階 （公的年金等収入+合計所得金額が 120万円以下） 基準額×0.65	2,275 27,300		
（住民税世帯非課税で第2段階以上） 基準額×0.75	2,625 31,500	26,600	+4,900
特例第4段階 （公的年金等収入+合計所得金額が 80万円以下） 基準額×0.9	3,150 37,800	31,900	+5,900
（課税世帯で本人が住民税非課税） 基準額×1.0	3,500 42,000	35,400	+6,600
第5段階（本人課税で所得金額が190万円未満） 基準額×1.25	4,375 52,500	44,300	+8,200
第6段階（本人課税で所得金額が190万円以上） 基準額×1.5	5,250 63,000	53,100	+9,900

◆65才以上の高齢者が増え、介護を必要としている方も増えています。より一層のサービス充実に努めていくことを計画の目標にしていますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 保健福祉課介護保険係 ☎(62)4473

後期高齢者医療制度 ～保険料率の見直しについて～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっております。平成24・25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

均等割 （被保険者が等しく負担）	平成22・23年度（年間） 44,192円	▶	平成24・25年度（年間） 47,709円 【3,517円増】
所得割 （被保険者の所得に応じて負担）	平成22・23年度 10.28%	▶	平成24・25年度 10.61% 【0.33ポイント増】
賦課限度額 （1年間の保険料の上限度額）	平成22・23年度 50万円	▶	平成24・25年度 55万円 【5万円増】

■ 保険料率の計算方法

保険料額は、加入者（被保険者）が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【一人当たりの額】 47,709円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 （平成23年中の所得－33万円）×10.61%	=	1年間の保険料 （100円未満切り捨て）
------------------------------------	---	---	---	--------------------------------

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
平成24年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします。

■ 保険料の軽減について

次の～に当てはまる被保険者の方は、保険料率が軽減されます。
（軽減の内容は、平成23年度までと変更ありません）

① 均等割の軽減

～所得に応じて、4段階の軽減があります。～

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	⇒	平成24年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 （年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	9割軽減	⇒	4,770円	約300円増
33万円	8.5割軽減	⇒	7,156円	約500円増
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) 単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	⇒	23,854円	約1,800円増
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	⇒	38,167円	約2,800円増

軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

② 所得割の軽減

～被保険者個人の所得で判定します。～

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。